（様式第１号別紙１）

見附市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、見附市移住支援金交付要綱第８条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（テレワークの場合）

（６）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

（関係人口の場合）

（７）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額